

●長崎県立大学 令和5年度第14回教育研究評議会 議事録

日 時	令和6年1月29日（水） 11：30～11：40
場 所	佐世保校第1,2会議室
出席者	浅田学長、橋本副学長、岩重副学長、大塚副学長、松崎副学長、代田経営学部長、綱地域創造学部長、関谷国際社会学部長、有田情報システム学部長、谷澤地域創生専攻長兼地域社会マネジメント専攻長、平岡情報工学専攻長、倉橋人間健康科学専攻長、井上事務局長、山田シーボルト校事務局長、榊原学生支援部長
配付資料	【資料1】「第4期中期計画の評価基準（案）」に対する法人意見について 【資料2】「中期計画〔第4期〕における各年度の取組の目安」について
議 事	<p>【協議事項1.「第4期中期計画の評価基準（案）」に対する法人意見について】</p> <p>資料1に基づき、企画広報課長より次のような説明があり、了承された。 第4期中期計画における評価基準について、法人評価委員会より基準（案）が示された。</p> <p>●評価区分</p> <p>中期計画における達成水準を下記評価区分に分類し、評価をする。（数値目標を設定している項目について、数値目標の達成状況による評価のみでなく、その過程等を含めて評価対象にする案が追加）</p> <p>1. 達成水準に数値目標を設定している項目</p> <p>①原則、数値目標の達成状況により評価する。</p> <p>②積極的に高い数値目標を設定した項目については、数値目標の結果に加え、その間の活動状況や諸事情を踏まえて総合的に評価する。（プロセス評価）</p> <p>③数値目標と併せて別の取組目標を同時に設定している項目については、数値目標の結果だけによらず、別の取組の成果などを踏まえて総合的に評価する。</p> <p>2. 達成水準に数値目標を設定していない項目</p> <p>①具体的な期限や内容などを設定している項目については、原則、その取組状況や結果により評価する。</p> <p>②具体的な期限を設定していない項目については、原則、その取組状況により評価する。</p> <p>なお、提示された基準（案）の「中期計画における達成水準の評価基準」における次の点については、法人評価委員会に対し、以下のとおり、意見を述べることにしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学科における高い目標の達成水準の評価 ii の評価基準について、高い目標の達成に向けた取組として「具体的取組」が挙げられているが、実施内容に関しては、各学科で適切な支援を検討し、実施していった

め、「(例)」の追記を求める。

- 各学科における高い目標の達成水準の評価 ii の評価基準について、「具体的取組」中に「課外授業の実施、強化」が記載されているが、課外授業の実施を求めるような記述は適当ではないため、削除を求める。

【報告事項 1. 「中期計画〔第 4 期〕における各年度の取組の目安」について】

資料 2 に基づき、企画広報課長より次のように報告された。

中期計画〔第 4 期〕における各年度の取組の目安について、法人評価委員会の委員の意見に対し、12 月の中期計画推進本部で承認された法人回答を基に県と協議し、回答を反映したものを案として 1 月 30 日の法人評価委員会に報告する。

以上